

保育施設等の園外活動時の安全確保について

近畿部会提出

保育施設における散歩等の園外活動は、五感を通して自然に触れ合うことで感性の発達を促すことにつながるなど子どもの発達上非常に有意義で必要不可欠な活動です。

しかし、昨今、全国的に散歩中の園児や登下校中の児童が犠牲となる悲惨な交通事故が後を絶ちません。

近年、共働き家庭の増加に伴い、低年齢児の保育ニーズは増加し、待機児童の解消に向けて小規模保育などの地域型保育施設の整備が進められているところではありますが、これらの施設は屋外遊戯場の設置が義務付けられておらず、園庭を持たない施設では、必然的に近くの公園への散歩等の園外活動を行うこととなります。

そこで、子ども達の安全、安心な園外活動を保障し、健全な発達を促すためにも下記のことを要望します。

記

- 1 国道における安全対策として、交通安全施設の再点検をしていただき、特に過去に事故が多発しているなどの危険箇所について必要な措置を講ずること。
- 2 園児をはじめとする歩行者の安全を確保するガードパイプやガードレール等の交通安全施設を整備するための新たな補助制度の創設等、財政負担軽減のための支援を行うこと。
- 3 公立保育施設に対しても民間保育施設と同様のキッズ・ガードの配置に対する財源補填制度やキッズ・ゾーンの設置に対する直接的な財源措置を図ること。